明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（内閣府一八）　二

〔府令・省令〕

○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令
（内閣府・文部科学一）　三

〔省　令〕

○国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令
（厚生労働四二）　四

○下水道法施行規則の一部を改正する省令（国土交通二〇）　六

○下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令
（国土交通・環境一）　七

〔告　示〕

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件
（内閣府・文部科学一）　一〇

○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学三〇）　一〇

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、令和五年等に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件
（文部科学・厚生労働・農林水産・国土交通一）　一二

○令和五年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（同五〇四）　一三

○令和五年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（農林水産五〇四）　一三

○令和五年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件
（同五〇五）　一三

○令和五年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同五〇六）　一四

○令和四年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（同五〇七）　一六

○令和五年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（同五〇八）　一六

○令和五年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（同五〇九）　一七

○令和五年に発生した林道についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同五一〇）　一八

○令和四年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件の一部を改正する件（同五一一）　一九

○令和五年に発生した農林水産業共同利用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十九条第一項第一号の区域を告示する件
（同五一二）　一九

〔公　告〕

諸事項

官庁

買収前の所有者等への売払い関係　二〇

裁判所

破産、免責、再生関係　二

特殊法人等

日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分・裁決関係　五〇

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　五一

会社その他

会社決算公告　五三

府　令

○内閣府令第十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（職員） **第三十三条**　［略］ 2　保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね二十五人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。	（職員） **第三十三条**　［同上］ 2　保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（職員） **第二十九条**　［略］ 2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。 ［一・二　略］ 三　満三歳以上満四歳に満たない児童　おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四　満四歳以上の児童　おおむね二十五人につき一人 3　［略］ （職員） **第三十一条**　［略］ 2　保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 ［一・二　略］ 三　満三歳以上満四歳に満たない児童　おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四　満四歳以上の児童　おおむね二十五人につき一人 3　［略］	（職員） **第二十九条**　［同上］ 2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。 ［一・二　同上］ 三　満三歳以上満四歳に満たない児童　おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四　満四歳以上の児童　おおむね三十人につき一人 3　［同上］ （職員） **第三十一条**　［同上］ 2　保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 ［一・二　同上］ 三　満三歳以上満四歳に満たない児童　おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四　満四歳以上の児童　おおむね三十人につき一人 3　［同上］

（職員）

第四十四条　［略］

2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。

［一・二　略］

三　満三歳以上満四歳に満たない児童　おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四　満四歳以上の児童　おおむね二十五人につき一人

3　［略］

（職員）

第四十七条　［略］

2　保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

［一・二　略］

三　満三歳以上満四歳に満たない児童　おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四　満四歳以上の児童　おおむね二十五人につき一人

3　［略］

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。）第三十三条第二項並びに改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（次項において「家庭的保育事業等基準」という。）第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3　前項の場合を除き、この府令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準（満三歳以上満四歳に満たない児童及び満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。）に従い定める児童福祉法第三十四条の十六第一項に規定する市町村の条例又は同法第四十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準は、当該市町村の条例又は当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（職員）

第四十四条　［同上］

2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。

［一・二　同上］

三　満三歳以上満四歳に満たない児童　おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四　満四歳以上の児童　おおむね三十人につき一人

3　［同上］

（職員）

第四十七条　［同上］

2　保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

［一・二　同上］

三　満三歳以上満四歳に満たない児童　おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四　満四歳以上の児童　おおむね三十人につき一人

3　［同上］

府令・省令

○内閣府・文部科学省令第一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

文部科学大臣　盛山　正仁

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府文部科学省厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（職員の数等） **第五条**　［略］ ２　［略］ ３　幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。 ［4・5　略］	（職員の数等） **第五条**　［同上］ ２　［同上］ ３　幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。 ［4・5　同上］

園児の区分	員数
一　満四歳以上の園児	おおむね二十五人につき一人
二　満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね十五人につき一人
［略］	

園児の区分	員数
一　満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二　満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この命令による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（次項において「新基準」という。）第五条第三項の規定は、適用しない。この場合において、この命令による改正前の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第五条第三項の規定は、この命令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

３　前項の場合を除き、この命令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新基準第五条第三項の規定による基準（満四歳以上の園児及び満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。）に従い定める就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項に規定する都道府県又は指定都市等（同法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。）の条例が制定施行されるまでの間は、新基準第五条第三項の規定による基準は、当該都道府県又は指定都市等の条例で定める基準とみなす。

省　令

○厚生労働省令第四十二号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十三日

厚生労働大臣　武見　敬三

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　適用等事務人件費算定基礎額　六百八十五円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。	（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　適用等事務人件費算定基礎額　六百七十一円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

二　（略）

三　給付事務人件費算定基礎額　五百十二円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

四　（略）

五　免除事務人件費算定基礎額　千四百二円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

六～十　（略）

別表（第一条関係）

(1)　地域差の係数（第一条第一号関係）

区　分	係　数
１級地	0.058
２級地	0.056
３級地	0.056
４級地	0.055
５級地	0.054
６級地	0.052
７級地	0.051
無級地	0.050

備考　（略）

(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
Ⅰの地域10種地	0.018	Ⅱの地域10種地	0.012
Ⅰの地域９種地	0.018	Ⅱの地域９種地	0.012
Ⅰの地域８種地	0.018	Ⅱの地域８種地	0.009
Ⅰの地域７種地	0.015	Ⅱの地域７種地	0.009
Ⅰの地域６種地	0.008	Ⅱの地域６種地	0.007
Ⅰの地域５種地	0.005	Ⅱの地域５種地	0.005
Ⅰの地域４種地	0.000	Ⅱの地域４種地	0.000
Ⅰの地域３種地	0.000	Ⅱの地域３種地	0.000
Ⅰの地域２種地	0.000	Ⅱの地域２種地	0.000
Ⅰの地域１種地	0.000	Ⅱの地域１種地	0.000

備考　（略）

(3)　（略）

二　（略）

三　給付事務人件費算定基礎額　五百一円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

四　（略）

五　免除事務人件費算定基礎額　千三百七十三円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

六～十　（略）

別表（第一条関係）

(1)　地域差の係数（第一条第一号関係）

区　分	係　数
１級地	0.060
２級地	0.058
３級地	0.058
４級地	0.057
５級地	0.056
６級地	0.054
７級地	0.053
無級地	0.052

備考　（略）

(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
Ⅰの地域10種地	0.018	Ⅱの地域10種地	0.012
Ⅰの地域９種地	0.018	Ⅱの地域９種地	0.012
Ⅰの地域８種地	0.018	Ⅱの地域８種地	0.010
Ⅰの地域７種地	0.015	Ⅱの地域７種地	0.009
Ⅰの地域６種地	0.008	Ⅱの地域６種地	0.008
Ⅰの地域５種地	0.005	Ⅱの地域５種地	0.005
Ⅰの地域４種地	0.000	Ⅱの地域４種地	0.000
Ⅰの地域３種地	0.000	Ⅱの地域３種地	0.000
Ⅰの地域２種地	0.000	Ⅱの地域２種地	0.000
Ⅰの地域１種地	0.000	Ⅱの地域１種地	0.000

備考　（略）

(3)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和五年度分の事務費交付金から適用する。

○国土交通省令第二十号

下水道法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二号）の施行に伴い、及び下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第十五条第十号の規定に基づき、下水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十三日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

下水道法施行規則の一部を改正する省令

下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格） **第十七条**　令第十五条第十号に規定する同条第一号から第九号までに規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の大学院に五年以上在学して下水道工学に関する単位を含む所定の単位を修得した者であつて、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるもの イ　計画設計を行わせる場合　二年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ロ　実施設計（計画設計に基づく具体的な設計をいう。）又は工事の監督管理を行わせる場合　六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 二　学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるもの イ　計画設計を行わせる場合　四年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ロ　処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合　一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ハ　（略） 三　学校教育法による短期大学の専攻科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるもの イ　計画設計を行わせる場合　七年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格） **第十七条**　令第十五条第六号に規定する同条第一号から第五号までに規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下次号において同じ。）の大学院に五年以上在学して下水道工学に関する単位を含む所定の単位を修得した者で、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの イ　計画設計を行わせる場合　四年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） ロ　実施設計又は工事の監督管理を行わせる場合　六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 二　学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した者で、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの イ　計画設計を行わせる場合　六年以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） ロ　処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合　一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） ハ　（略） 三　学校教育法による短期大学の専攻科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した後、計画設計を行わせる場合については九年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については四年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については二年以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（計画設計を行わせる場合にあつては四年六月以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （新設）

ロ　処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合　四年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ　排水施設に係る監督管理等を行わせる場合　二年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四　学校教育法による専修学校又は各種学校の下水道工学に関する修業年限二年以上の課程で国土交通大臣が指定したものを修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるもの

イ　計画設計を行わせる場合　八年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、四年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ　処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合　五年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ　排水施設に係る監督管理等を行わせる場合　二年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五　外国の学校において、令第十五条第一号から第四号まで及び前各号に規定する学科目、課程又は単位に相当するものを当該各号に規定する程度と同等以上に修めて卒業し、専攻し、又は修得した者であつて、当該各号に規定する場合の区分に応じ当該各号に規定する期間下水道等及び下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

六　前各号に掲げる者のほか、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者

イ　処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合　五年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であつて、国土交通大臣が指定した講習を修了したもの

ロ　排水施設に係る監督管理等を行わせる場合　二年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であつて、国土交通大臣が指定した講習を修了したもの

附　則

この省令は、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○国土交通省令・環境省令第一号

下水道法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二号）の施行に伴い、並びに下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十三日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

環境大臣　伊藤信太郎

（新設）

四　学校教育法による専修学校又は各種学校の下水道工学に関する修業年限二年以上の課程で国土交通大臣が指定したものを修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については十年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については五年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については二年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（計画設計を行わせる場合にあつては五年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（新設）

（新設）

五　外国の学校において、令第十五条第一号から第四号まで及び前各号に規定する学科目、課程又は単位に相当するものをそれぞれ当該各号に規定する程度と同等以上に修めて卒業し、専攻し、又は修得した後、当該各号に規定する場合の区分に応じそれぞれ当該各号に規定する期間下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六　処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については五年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については二年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては二年六月以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）で、国土交通大臣が指定した講習を修了したもの

下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令

（下水の水質の検定方法等に関する省令の一部改正）

第一条　下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（試料の採取） **第三条**　大腸菌数について検定を行う場合における試料の採取は、滅菌した器具を用いてできる限り試料に他から細菌が混入しないように行なわなければならない。 （検定等の着手時） **第四条**　次の各号に掲げる項目についての検定又は測定は、試料採取後当該各号に定める時間に着手しなければならない。 一　（略） 二　大腸菌数　十二時間以内 三　生物化学的酸素要求量　九時間以内 （試料の保存） **第五条**　次の各号に掲げる項目について、試料採取後直ちに検定又は測定に着手することができない場合は、当該試料を、当該各号に定めるところにより、保存しなければならない。 一　大腸菌数　摂氏零度以上摂氏五度以下の暗所に保存すること。 二　生物化学的酸素要求量又は浮遊物質量　摂氏零度以上摂氏十度以下の暗所に保存すること。 三　（略） （大腸菌数の検定方法） **第六条**　大腸菌数についての検定は、別表第一に掲げる方法により、希釈試料及び培地を調製し、これらを用いて、同表に掲げる方法により、定型的集落数の平均値を求め、次の式を用いて行わなければならない。 $A = a \times 10$ この式において、A及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。 A　大腸菌数（単位　一ミリリットルにつきコロニー形成単位） a　定型的集落数の平均値（単位　コロニー形成単位）	（試料の採取） **第三条**　大腸菌群数について検定を行なう場合における試料の採取は、滅菌した器具を用いてできる限り試料に他から細菌が混入しないように行なわなければならない。 （検定等の着手時） **第四条**　次の各号に掲げる項目についての検定又は測定は、試料採取後それぞれ当該各号に定める時間に着手しなければならない。 一　（略） 二　生物化学的酸素要求量又は大腸菌群数　九時間以内 （新設） （試料の保存） **第五条**　次の各号に掲げる項目について、試料採取後直ちに検定又は測定に着手することができない場合は、試料を、それぞれ当該各号に定めるところにより、保存しなければならない。 一　生物化学的酸素要求量又は浮遊物質量　十度以下零度以上の暗所に保存すること。 二　大腸菌群数　五度以下零度以上の暗所に保存すること。 三　（略） （大腸菌群数の検定方法） **第六条**　大腸菌群数についての検定は、別表第一に掲げる方法により、希釈試料及び培地を調製し、これらを用いて、同表に掲げる方法により、定型的集落数の平均値を求め、次の式を用いて行なわなければならない。 $A = a \times 100$ この式において、A及びaは、それぞれ次の数値を表わすものとする。 A　大腸菌群数（単位　一立方センチメートルにつき個） a　定型的集落数の平均値（単位　個）

別表第一（第六条）

区分	方法
(一)　希釈試料の調製	試料一ミリリットルに滅菌りん酸塩緩衝希釈水又は滅菌生理的食塩水九ミリリットルを加えて十ミリリットルとする。
(二)　培地の調製	純水に5－ブロモ－4－クロロ－3－インドリル－β－D－グルクロニドを含む寒天培地を加え、これを加熱して溶かす。これを滅菌する必要がある場合は、摂氏百二十一度以上で十五分以上高圧蒸気滅菌をする。

別表第一（第六条）

区分	方法
(一)　希釈試料の調製	試料十ミリリットルに滅菌生理的食塩水九十ミリリットルを加えて百ミリリットルとし、その十ミリリットルをとり、これに滅菌生理的食塩水九十ミリリットルを加えて百ミリリットルとする。
(二)　培地の調製	純水一リットルにペプトン十グラム、寒天十五グラムないし二十五グラム、乳糖十グラム、塩化ナトリウム（NaCl）五グラム、クエン酸第二鉄アンモニウム二グラム及び燐酸水素二カリウム（K_2HPO_4）二グラムを加え、これを加熱して溶かし、濾過した後、濾過した溶液を水素指数七・三ないし七・五とする。次に、この溶液にデソオキシコール酸ナトリウム（$C_{24}H_{39}O_4Na$）一グラム及びニユートラルレツド（$C_{15}H_{17}ClN_4$）〇・〇三三グラムを加え、再び、水素指数七・三ないし七・五とする。

（下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部改正）

第二条　下水の処理開始の公示事項等に関する省令（昭和四十二年厚生省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格） **第二条の二**　令第十五条の三第八号に規定する同条第一号から第七号までに規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の大学院に五年以上在学して下水道工学に関する単位を含む所定の単位を修得した者であつて、六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの 二　学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した者であつて、一年以上下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設その他国土交通大臣及び環境大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの 三　学校教育法による短期大学の専攻科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した者であつて、四年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの 四　外国の学校において、令第十五条の三第一号から第四号まで及び前各号に規定する学科目、課程又は単位に相当するものを当該各号に規定する程度と同等以上に修めて卒業し、専攻し、又は修得した者であつて、当該各号に規定する期間下水道等及び下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの 五　二年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であつて、国土交通大臣及び環境大臣が指定した試験に合格したもの 六　五年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であつて、国土交通大臣及び環境大臣が指定した講習を修了したもの	（公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格） **第二条の二**　令第十五条の三第六号に規定する同条第一号から第五号までに規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の大学院に五年以上在学して下水道工学に関する単位を含む所定の単位を修得した後、六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 二　学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した後、一年以上下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設その他国土交通大臣及び環境大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） 三　学校教育法による短期大学の専攻科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した後、四年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） 四　外国の学校において、令第十五条の三第一号から第四号まで及び前各号に規定する学科目、課程又は単位に相当するものをそれぞれ当該各号に規定する程度と同等以上に修めて卒業し、専攻し、又は修得した後、それぞれ当該各号に規定する期間下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 五　二年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）で国土交通大臣及び環境大臣が指定した試験に合格したもの 六　五年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）で国土交通大臣及び環境大臣が指定した講習を修了したもの
三　定型的集落数の平均値の測定　希釈試料を一ミリリットルずつ二個以上の培地にとり、それぞれについて、摂氏三十四度以上摂氏三十七度以下で十八時間以上二十四時間以下平板培養し、それぞれの平板培地中に発生した大腸菌の定型的集落数について、その平均値を求め、これを定型的集落数の平均値とする。	三　定型的集落数の平均値の測定　希釈試料を一立方センチメートルづつ二個の培地にとり、それぞれについて、三十五度ないし三十七度で十八時間ないし二十時間重層平板培養し、それぞれの平板培地中に発生した定型的集落数について、その平均値を求め、これを定型的集落数の平均値とする。

附　則

この省令は、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、第一条の規定は、令和七年四月一日から施行する。